

温泉法及び化製場等に関する法律に係る手数料の改定について

令和2年4月1日から、温泉法及び化製場等に関する法律で定められた許可に係る手数料を次のとおり改定いたします。

何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定後の手数料は、令和2年4月1日以後に申請・届出のあったものについて適用します。

(例)

3月31日申請→4月6日施設立入  改定前の額を適用

4月1日申請→4月6日施設立入  改定後の額を適用

法律	手数料名	改定前	改定後
温泉法	温泉利用許可	26,060円	26,800円
	温泉利用許可の地位承継の承認	7,600円	7,070円
化製場等に関する法律	化製場設置許可	23,350円	26,000円
	死亡獣畜取扱場設置許可	16,450円	17,900円
	製造又は貯蔵の施設設置許可	16,450円	17,900円
	動物の飼養又は収容許可	8,750円	10,600円

(お問合せ)

旭川市保健所 衛生検査課 生活衛生係

TEL 0166-26-5324